

# 会計予算編成並びに支出に関する内規

2022年（令和4年）5月11日 甲南大学経済学会評議員会制定  
2023年（令和5年）5月17日 甲南大学経済学会評議員会改訂  
2024年（令和6年）4月24日 甲南大学経済学会評議員会改訂  
2025年（令和7年）5月30日 甲南大学経済学会評議員会改訂

甲南大学経済学会会計予算編成並びに支出に関して、次のように内規を定める。

## 第1条（出版事業 経済学論集出版 原稿料）

### 第1項（目的・対象）

「『甲南経済学論集』編集内規」の定めるところにより、執筆活動を行い、『甲南経済学論集』に掲載された者に対して原稿料を支払う。

### 第2項（各内容に対する金額）

本費目の金額は「『甲南経済学論集』編集内規」の定めるところによる。

## 第2条（学生論集出版 賞金）

### 第1項（目的・対象）

学生が執筆した懸賞論文の内、特賞・佳作・入選のいずれかに選出された者に対して賞金を授与する。

### 第2項（各賞における金額）

本費目の各賞（特賞・佳作・入選）による金額は次の通りとする。

- ・特賞 100,000円
- ・佳作 50,000円
- ・入選 30,000円

### 第3項（掲載における金額） 削除

## 第3条（教員出版物助成金 助成金支出額）

### 第1項（目的・対象）

「経済学会学術研究書出版補助に関する内規」の定めるところにより、経済学会評議員会で承認された本学会専任教員の学術研究書の出版刊行に対して助成金を支出する。

### 第2項（各内容に対する金額）

本費目の金額は、「経済学会学術研究書出版補助に関する内規」の定めるところとする。

## 第4条（ゼミナール助成事業 ゼミナール助成金）

### 第1項（目的・対象）

ゼミナール活動の支援の一環として、開講されるゼミナール毎にゼミナール助成金として規定の金額を支給する。

### 第2項（開講されるゼミナール毎の金額）

開講されるゼミナール毎に対する金額の上限は次の通りとする。

- ・ゼミ I (半期) 20,000円
- ・ゼミ II (通年) 40,000円
- ・ゼミ III (半期) 20,000円

### 第3項（支給対象）

本費目はゼミナール担当教員に支給する。

### 第4項（支出の取り扱い）

本費目の支出の取り扱いについては「甲南大学経済学会「ゼミナール助成金」についての申し合わせ」の定めるところとする。

## 第5条（ゼミナール助成事業 コピーカード支給費）

### 第1項（目的・対象）

ゼミナール活動の支援の一環として、次項で定める通りコピーカードを支給する。支給対象は経済学部のゼミナールまたは社会科学研究科経済学専攻の大学院生とする。

### 第2項（開講される各ゼミナールに対する支給枚数）

開講されるゼミナール毎または大学院生一人当たりに支給できるコピーカードの上限は、次の通りとする。なお、支給するコピーカードは320枚コピーできるものとする。

- ・基礎ゼミ I (半期) 2枚
- ・基礎ゼミ II (半期) 2枚
- ・ゼミ I (半期) 4枚
- ・ゼミ II (通年) 7枚
- ・ゼミ III (半期) 4枚
- ・大学院生 (通年) 2枚

但し、ゼミナールに関しては経済学会コモンルームに設置のコピー機のみで使用できるものとし、大学院生に関しては、個人にコピーカードが現物支給され、学内のいずれのコピー機も使用できるものとする。

## 第6条（ゼミナール助成事業 ゼミ合宿補助費）

### 第1項（目的・対象）

ゼミナール活動の支援の一環として、ゼミ合宿を行う際に申請のあったゼミナールに対して、ゼミ合宿補助費を支給する。

### 第2項（補助の条件及び金額）

本費目より支出する場合は、補助の条件及び金額を次の通りとする。

- ・担当教員が同宿すること
- ・宿泊施設の領収書を提出すること
- ・ゼミナール毎の補助する金額は1,000円×参加人数とする
- ・ゼミナール毎の支出は年間1回までとする
- ・他の補助金を使用している場合においては、その不足分を補助する

### 第3項（支給対象）

本費目はゼミナール担当教員に支給する。

## 第7条（インナーゼミナール大会事業 参加助成金）

### 第1項（目的・対象）

ゼミナール活動の支援の一環としてインナーゼミナール大会に参加するチームに対して、次項で定める通り参加助成金を支給する。

### 第2項（補助の金額）

参加するチーム数に応じて補助する金額の上限は次の通りとする。

- ・1チームあたり5,000円

### 第3項（支給対象）

本費目はゼミナール担当教員、または、参加チームの指導教員、のどちらかに支給する。

### 第4項（支出の取り扱い）

本費目の支出の取り扱いについては「甲南大学経済学会「インナーゼミナール助成金」についての申し合わせ」の定めるところとする。

## 第8条（インナーゼミナール大会事業 アクティブスチューデントプログラム運営費）

### 第1項（目的・対象）

ゼミナール活動の支援の一環として、アクティブスチューデントプログラムの実施にあたり、参加に必要な旅費・宿泊費を支出する。並びに、参加するゼミナール、または、参加チームの指導教員、に対して、調査研究費を支給する。なお、本費目の支出にあっては、先んじて大学からの助成金を使用することとし、その残額を補填するものとする。

## 第2項（上限参加者数等）

アクティブスチューデントプログラムは、参加チームの上限を3チームまで、並びに参加人数の上限を各チーム10名までとする。

## 第3項（旅費・宿泊費に関する支出）

本会は参加人数分の乗車券・新幹線指定席特急券（新大阪－東京）を購入する。又、1人1万円を目安として宿泊施設を手配する。

## 第4項（調査研究費の金額）

参加するチーム毎に支出する調査研究費の金額の上限は次の通りとする。但し、本費目はゼミナール担当教員、または、参加チームの指導教員、に支給する。

- ・30,000円

## 第5項（支出についての取り扱い）

本費目の支出の取り扱いについては「甲南大学経済学会「アクティブスチューデントプログラムにおける調査研究費」についての申し合わせ」の定めるところとする。

## 第9条（資格助成金 助成費）

### 第1項（目的）

学生が次項に定める資格試験または検定試験の受験を促進する目的で、その受験料の一部または全額を補助するために助成金を支給する。

### 第2項（対象）

本費目において助成することが出来る資格の対象は以下の通りとする。

- ・経済学検定試験
- ・日商簿記
- ・統計検定
- ・ファイナンシャルプランナー
- ・宅地建物取引士

### 第3項（助成金額及び条件）

本費目において助成する金額及び助成に関する制限は次の通りとする。

- ・対象の資格試験受験料を、上限5,000円として一部または全額支給
- ・1年度内に1学生につき1回限り補助可能
- ・試験実施日が属する年度中に申請すること

## 第10条（国際交流事業費 補助費）

### 第1項（目的・対象）

本学会専任教員が研究の目的をもって開催する講演会等において、講師として招いた方へ謝礼やその開催に係る費用の一部を補助する。但し、これを支出するにあたっては経済学会評議員会の承認を必要とする。

第 2 項 (補助の金額)

本費目において補助を行う場合の金額の上限は次の通りとする。

- 200,000 円

第 11 条 (その他)

第 1 項

本内規の改訂は甲南大学経済学会評議員会の議を経て行う。